

固定資産評価審査申出書記載にあたっての留意事項について

固定資産課税台帳に登録された価格に不服があり、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をされる方は、次の事項に留意してください。

1 審査申出書の記載方法

- (1) 土地については、1筆で1枚を使用してください。ただし、所有者が同一である2筆以上の土地を1画地として評価されているときは、1画地で1枚使用していただいても結構です。
- (2) 家屋については、1個（課税明細書の1行）ごとに1枚を使用してください。
- (3) 償却資産については、資産のある区ごとに1枚を使用してください。
- (4) 審査申出人は、固定資産評価審査委員会に対して、審査申出理由に補足することや文章で表現しにくいことなどの意見を口頭により述べることができますので、希望される場合は「口頭による意見陳述」を希望される旨を審査申出書（その他欄）に記載してください。

なお、「口頭による意見陳述」には、価格決定をした大阪市長側の関係者は出席しませんので、評価の内容について説明を希望される方は、固定資産のある区を担当する市税事務所（固定資産税グループ）までお問い合わせください。

審査申出書の記載事項に不備がある場合は、不適法なものとして却下されることがありますのでご注意ください。また、審査申出書提出後、その記載内容に変更があった場合は、速やかに変更された事項を大阪市固定資産評価審査委員会あて書面で届け出てください。

2 提出していただくもの及び提出部数

- (1) 審査申出書は、1通提出してください。
- (2) 法人等が審査の申出をされる場合は、法人等の代表者の資格を証明する書面（現在事項全部証明書等）を審査申出書に1通添付してください。
- (3) 代理人が審査の申出をされる場合は、委任状（納税者の住所及び氏名（法人等にあっては所在地及び名称）、代理人に審査の申出に係る権限を委任する旨、代理人の方の住所、氏名及び電話番号を明記し、納税者の方が押印した書面）を審査申出書に1通添付してください。

（ 審査申出書の添付書類に不備がある場合は、不適法なものとして却下されることがありますのでご注意ください。 ）

3 提出先

大阪市固定資産評価審査委員会（なるべく固定資産のある区を担当する市税事務所（管理担当）を経由して提出してください。）

4 お問合せ先

審査の申出に関するお問合せは、大阪市固定資産評価審査委員会事務局又は固定資産のある区を担当する市税事務所（管理担当）までお願いします。

5 その他

審査申出人は、大阪市長に対し、審理に先立って当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするため必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができます。

詳しくは、固定資産のある区を担当する市税事務所（固定資産税グループ）にお尋ねください。

☆ 審査申出書の具体的な記載内容は、記載例を参照してください。

（お問合せ先）

大阪市固定資産評価審査委員会事務局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

TEL (06) 6208-7788（大阪市財政局税務部内）